

3 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第五條第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第三條 新法第十二條第一項、第二十一條第一項及び第二十七條第一項第一号の基準の設定については、環境大臣は、この法律の施行前においても、中央環境審議会の意見を聴くことができる。

（経過措置）

第四條 この法律の施行の際現に新法第十條第一項に規定する動物取扱業（以下単に「動物取扱業」という。）を営んでいる者（次項に規定する者及びこの法律による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「旧法」という。）（第八條第一項の規定に違反して同項の規定による届出をしていない者（旧法第十四條の規定に基づく条例の規定に違反して同項の規定による届出を代わる措置をとっていない者を含む。）を除く。）は、施行日から一年間（当該期間内に新法第十二條第一項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、新法第十條第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定は、この法律の施行の際現に動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく動物取扱業を営んでいる者について準用する。この場合において、同項中「引き続き当該業」とあるのは、「引き続き動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく当該業」と読み替えるものとする。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により引き続き動物取扱業を営むことができる場合においては、その者を当該業を営むこととする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法昭和二十一年法律第六十七號（第二百五十二条の十九條第一項の指定都市にあっては、その長とする。次条第三項において同じ。）の登録を受けた動物取扱業者とみなして、新法第十九條第一項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項、第二十四条、第二十三條第一項及び第三項並びに第二十四條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、同項の許可を受けなくても、引き続き当該特定動物の飼養又は保管を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定は、同項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる者が当該特定動物の飼養又は保管のための施設の構造又は規模の変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）をする場合その他環境省令で定める場合には、適用しない。

3 第一項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、その者を当該特定動物の飼養又は保管のための施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた者とみなして、新法第三十一條、第三十二條（第三十一條の規定に係る部分に限る。）及び第三十三條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置は、政令で定める。

（条例との関係）

第八條 地方公共団体の条例の規定で、新法第三章第二節及び第四節で規制する行為で新法第六章で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（検討）

第九條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

環境大臣 小池百合子
内閣総理大臣 小泉純一郎

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年六月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律

法律第六十九号

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律

湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三章

目次中、第三章 指定湖沼の水質の保全に関する特別の措置（第七條―第二十五條）を

第一節 第一節

第二節 第二節

第三節 第三節

第四節 第四節

第五節 第五節

指定湖沼の水質の保全に関する特別の措置

湖沼特定事業場等に関する措置（第七條―第十四條）

指定施設等に関する措置（第十五條―第二十二條）

汚濁負荷量の総量の削減等（第二十三條―第二十四條）

流出水対策の推進（第二十五條―第二十八條）

湖辺環境等の保護（第二十九條―第三十六條）

第十七條 第四十三條）に、「（第三十三條―第三十八條）を（第四十四條―第四十九條）に改める。

第二條第二項第二号中、「策定」の下に、「、第二十五條第一項の流出水対策地区の指定、第二十九條

第一項の湖辺環境保護地区の指定」を加える。

第四條第一項中、「、五年ごと」を削り、同條第三項第四号中、「前三号」を、「前各号」に改め、同

号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、同項第二号中、「及びし尿処理施設」を、「し尿処

理施設及び浄化槽」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を第二号とし、同号の前の次の一

号を加える。

一 湖沼水質保全計画の計画期間

第四條第七項中、「前三項」を、「第二項及び第四項から前項まで」に改め、「変更」の下に、「（第二十三

條第一項の湖沼総量削減計画及び第二十六條第一項の流出水対策推進計画を策定し、又は変更する場

合を含む。）」を加え、同項を同條第八項とし、同條第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第

四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、

あらかじめ、公聴会の開催等指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければ

ならない。

第七條第一項中、「及び第三十二條」を、「、第二十五條第一項及び第四十三條」に改め、第三章中同

條の前に次の節名を付する。

第一節 湖沼特定事業場等に関する措置

第十一條の前の見出しを削り、同條に見出しとして、「（承継）」を付し、同條第一項を削り、同條第二

項中、「、前条及び前項」を、「及び前条」に改め、同項を同條とする。

第十二條に見出しとして、「（適用除外等）」を付する。

環境大臣 小池百合子
内閣総理大臣 小泉純一郎